

さいたま市立仲町小学校 P T A 慶弔内規

第 1 章 慰労費及び慶弔費支出規定

第 1 条 この内規は会則第 2 3 条第 7 項によって定める。

第 2 条 さいたま市立仲町小学校教職員が退職又は転任したときは慰労金を、また教職員およびその家族(父母、配偶者、子供)あるいは P T A 会員および児童の慶弔に対し下項の通り支出する。ただし、故意又は重大なる過失により教職員としての対面を汚損したと認められるときはこれを支出しない。

1. 退職又は転任の場合は 1 年 1,0 0 0 円として年数倍の慰労金として 5,0 0 0 円を限度とする。
2. 年数計算に当たっては 6 ヶ月以上は 1 年とする。
3. 慶弔見舞金の金額は次のとおりとする。

結婚 (1) 教職員 5,0 0 0 円

出産 (1) 教職員 5,0 0 0 円 (配偶者を含む)

死亡 (1) 教職員 生花と 5,0 0 0 円

(2) 教職員の配偶者、父母、子供 5,0 0 0 円

(3) 会員および在学児童 生花と 5,0 0 0 円

ただし、特殊の場合 (児童の登下校、校内で死亡) は本部で協議する。

第 2 章 災害及び傷病見舞金支出規定

第 3 条 さいたま市立仲町小学校教職員又は在学児童が負傷又は疾病にかかった場合は下項の見舞金を支出する。

1. 教職員が公務により負傷又は病気の場合は見舞金を支出することができる。
2. 教職員又は児童が負傷および病気のため引き続き 1 ヶ月以上欠勤又は欠席した場合見舞金を支出することができる。
3. 見舞金の金額は次のとおりとする。

負傷 (1) 教職員 5,0 0 0 円

(2) 在学児童 5,0 0 0 円

病気 (1) 教職員 5,0 0 0 円

(2) 在学児童 5,0 0 0 円

第 3 章 児童援護費の支出

第 4 条 現に生活保護法による援助を受けている児童およびこれに準ずる児童の教育費が不足している時支出することができる。

附則

第 5 条 規定による支出贈与に対しては一切の返礼を要しない。

第 6 条 その他必要ある場合は本部において協議し決定する。

第 7 条 本規定は以下を改正施行日とする。

昭和 3 8 年 3 月 1 6 日 昭和 4 6 年 5 月 3 日

昭和 4 9 年 7 月 5 日 昭和 5 4 年 5 月 1 0 日

昭和 5 8 年 4 月 2 6 日 平成 4 年 4 月 2 2 日

平成 1 7 年 5 月 2 0 日 平成 2 1 年 5 月 2 1 日

令和 3 年 4 月 1 日 令和 7 年 5 月 1 7 日